

機構第 1830 号  
平成 29 年 12 月 22 日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳 様

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
理事長 天野 藤 男

### 要請書（その 4）に対する回答について

拝復 当機構あてお寄せいただきました平成 29 年 11 月 27 日付けの要請書（その 4）を拝見いたしました。

貴職からこのたびお申出いただきました要請につきまして、下記のとおり回答します。

敬具

### 記

#### 第 1 貴団体からの要請

##### I 送付いただいた資料に関する修正について

10 月 2 日付で送付いただいた資料に関して、以下の修正を求めます。

##### 1. 「ご契約ハンドブック」5 ページ目「主なお手続きのご案内」に関して

- (1) ③の注意書き 2 行目後半、「相続人であっても遺族として保険金を受け取れない場合がある」を赤字で協調してください。
- (2) 同 4 行目の「※遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはありません。」を「※遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはなく、甥姪・ひ孫等は含まれません。」と修正してください。

##### 2. 「相続の手引き」4 ページ目「2 相続に関する基礎知識」に関して

「被保険者を中心とする遺族関係図」の下段の注書きを以下の順番に並べ替え及び修正をしてください。

- 注 1 遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはなく、甥姪・ひ孫等は含まれません。
- 注 2 指定された死亡保険金受取人が既に死亡されている場合、死亡保険金受取人が指定されていないこととなりますので、ご注意ください。
- 注 3 簡易生命保険の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときは保険金は支払われず、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。
- 注 4 かんぽ生命の保険契約の場合、（被保険者の）遺族に該当する者がいないときには、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

##### 3. 「保険金等のご請求について」67 ページ目「用語の解説」に関して

- (1) 「遺族」欄中、冒頭の第 1 文に以下のとおり「 」内の文言の追加を求めます。

死亡保険金受取人が指定されていない場合または被保険者が死亡する前に指定された死亡保険金受取人が死亡した場合は「死亡保険金受取人が指定されていないことになり」、被保険者

の遺族が死亡保険金受取人になります。

(2) 「遺族」の注書きの順序の並べ替え及び追加・修正を求めます。

- ※ 1 遺族には、民法における代襲相続と同様の仕組みはなく、甥姪・ひ孫等は含まれません。
- ※ 2 簡易生命保険の保険契約の場合、(被保険者の)遺族に該当する者がいないときには保険金は支払われず、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。
- ※ 3 かんぽ生命保険の保険契約の場合、(被保険者の)遺族に該当する者がいないときには、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

4. 「簡易生命保険の財形年金 養老保険における同種増額」ご契約のしおり・約款7ページ目「第5 保険金または年金の受取人及び受取方法」に関して

「ご注意」書き第1文「上記の表に掲げる方がどなたもおられない場合には」を「上記の表に掲げる遺族に該当する者がいないときは」とするなど、表現を統一されるべきです。

5 以上の要請に関し、いつごろまでに修正が可能か目途をご教示ください。

## II その他の要請

1. 貴機構が「ご契約ハンドブック」を本年10月以降に契約者に発送される際に、上記各修正後の「ご契約ハンドブック」に加え、各修正後の「相続のてびき」4ページ目「2 相続に関する基礎知識」(1枚)を同封してください。

2. 仮に「ご契約ハンドブック」が既に発送されている場合、修正後の「相続のてびき」4ページ目「2 相続に関する基礎知識」(1枚)を直ちに契約者に発送してください。

3. 「簡易生命保険の財形年金 養老保険における同種増額」ご契約のしおり・約款(以下、「本約款」といいます。)は、「必要に応じてお客様に手交」されるとのことですが、本約款7ページ目「第5 保険金または年金の受取人及び受取方法」中、「ご注意」書きにおいて、「上記の表に掲げる方がどなたもおられない場合には、保険金をお支払いできませんので、あらかじめ、保険金受取人を指定してください。」とあります。

本約款は同契約者全員もしくは保険金受取人の指定をされていない契約者全員に事前に周知しておかないと意味をなさないものになりますので、「必要に応じて」ではなく、今回の改定後順次、同契約者全員もしくは保険金受取人を指定されていない契約者全員に手交もしくは発送してください。

4. 郵便局の窓口において、旧簡保契約の受取人確認や遺族が不在の際には、例えば相続人がいる場合でも保険金は支払われず、最終的に他の契約者の配当原資になる旨の注意案内等を掲示してください。

## 第2 第1に対する回答

### 1 Iの要請について

各項目の要請に対し、来年度以降の各資料の改定において要請を反映させることができるものについては、対応させていただきたいと存じます。改定の時期はおおむね今年度と同様(10月ごろ)となる予定ですので、それにあわせて検討してまいります。

なお、平成29年10月2日付け機構第1283号(以下「送付文書」といいます。)で送付をさせていただきました各資料については、貴団体からの累次にわたる要請を受け、簡易生命保険管理業務の委託先であるかんぽ生命において、貴団体の要請の趣旨を汲み取り、さらに、ご契約者さまなどご契約に関係するみなさまにより見やすく、わかりやすく、かつ誤解を与えることのないように配慮し、作成したものです。

各資料については、今後とも、かんぽ生命において継続して内容を見直し、ご契約に関係するみなさまにとってより理解が深まるような資料となるよう配慮してまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 2 IIの要請について

上記1の回答のとおり、今後も引き続き各資料の内容を見直してまいります。また、送付文書において別途送付するとしておりました、当機構ホームページへの掲載資料について、本要請の趣旨を踏まえ、別添のとおりとさせていただきます。

また、要請にありますご契約者さまに直ちに資料を発送すること等は、お客さま周知の選択肢として考えうるものではございますが、同趣旨の内容をすでに送付いたしております資料においても記載しておりますので、それをもってご案内させていただくことを考えております。

なお、IIの3の要請（ご契約のしおり（簡易生命保険の財形年金養老保険における同種増額に関するご契約のしおり））について、送付文書において「必要に応じてお客さまに手交する予定です。」と回答いたしましたが、このご契約のしおりにつきましては、財形年金養老保険の同種増額変更をされたお客さまには必ず手交するものとなりますので、改めてご回答申し上げます。

以上

連絡先：

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
保険部業務課

電話番号：03-5472-7101（代表）